



2022年4月25日

各 位

会社名 株式会社 幸和製作所
代表者名 代表取締役社長 玉田 秀明
(コード番号：7807 東証スタンダード市場)
問合せ先 統括部長 山川 晋
(TEL. 072-238-0605)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更（電子提供措置等）に関する議案を2022年5月27日開催予定の第35回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>第16条～第37条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

2022年4月25日 取締役会決議

2022年5月27日(予定)本定時株主総会および「定款一部変更」の効力発生日

以上